

能美市告示第63号

能美市自衛消防団補助金交付要綱を別紙のように定める。

令和5年4月1日

能美市長 井出敏朗

## 能美市自衛消防団補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自衛消防団を組織する町会又は町内会(以下「町会」という。)に対し、自衛消防団の消防活動に必要な施設及び機材等(以下「機材等」という。)の充実並びに自衛消防団員として必要な知識及び技能習得の促進に対する補助金の交付に関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、町会とする。

(補助事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)の区分及び補助金の額は、別表1、別表2及び別表3に定めるとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

第4条 補助金の交付は、1町会につき事業区分ごとに1年度1回限りとする。ただし、別表2に定める消防ポンプの修繕において、市長が緊急に修繕の必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の事前要望)

第5条 補助金の交付を受けようとする町会(以下「補助事業者」という。)は、第3条に規定する別表1の事業区分については、補助事業実施の前年9月末日までに能美市自衛消防団補助事業実施要望書(様式第1号。以下「実施要望書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書又は設計書
- (2) カタログ又は図面
- (3) 保管場所図又は設置場所図

2 市長は、前項の規定により提出された実施要望書等の内容を審査し、相当と認めるときは、その旨を能美市自衛消防団補助事業実施要望の審査結果について(様式第2号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助事業の実施前に能美市自衛消防団補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長へ申請しなければならない。

(1) 見積書又は設計書

(2) カタログ又は図面(別表2の消防ポンプの修繕を除く。)

(3) 保管場所図又は設置場所図

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は別表3に掲げる消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理の事業に係る補助金の交付については、技能演習実施後に、能美市自衛消防団補助金交付申請書(様式第3号)に消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理実施報告書(様式第4号)を添えて申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、能美市自衛消防団補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表3に掲げる消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理の事業については、市長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金額を確定し、能美市自衛消防団補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第6号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した能美市自衛消防団補助事業実績報告書(様式第7号)に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて市長へ報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業(別表3に掲げる消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理の事業を除く。)の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに能美市自衛消防団補助金確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(請求書の提出)

第10条 第7条第2項又は前条の規定により通知を受けた者は、能美市自衛消防団補助金請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この告示により定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。